公 開 質 問 状

令和６年５月２８日

警察本部　各位

〒１０５－００１３
東京都港区浜松町２－７－１６
第３小森谷ビル本館１０Ｆ
弁護士法人ＡＴＢ

弁護士　　藤　吉　修　崇

前略

当職は、先日、都内で交通違反取締を受けた男性から、違法な取締だったのではないかとの相談を受けましたが、先立って、相談者が当該取締に適用された道交法についていくつかの警察本部に問い合わせた結果、口頭でのやりとりではありますが、各県によって解釈に差があるという事実を確認いたしました。日常生活に密接する交通法規について、同じ国内でも取り締まる側の警察の解釈に差が生じているとなれば､市民は安心して車や自転車などを利用することができません。そのため、当職としましては、この問題に関する各警察本部の見解を伺いたく、別添の内容を質問する次第です。ご多忙の折大変ご負担おかけしますが、ご回答は**令和６年６月20日までに**、返信用封筒にて当職宛てに書面で賜りますようお願いいたします。

また、頂いた内容につきましては、道交法の解釈という秘匿すべき性質のものではないことから､SNSなどでの発信や報道機関への情報提供を行う可能性がある旨、ご了承ください。なお、ご回答をいただけない場合には、その理由をご記載ください。理由も含めて、回答がなかったことをSNSや報道機関を通じて公表する可能性があることも、併せてご承知おき下さい。

草々

【質　問】

道路交通法(38条2項)についてお尋ねいたします。具体的な質問をさせていただく前に、同法規の条文を念のため記載いたします。

………………………………………………………………………………………………

(道路交通法 38 条 2 項)

車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

………………………………………………………………………………………………

① この条文で規定される「**横断歩道等又はその手前の直前で停止している車両等**」に関して、**対向車線に存在する車両を含むのか、含まないのか、**回答に丸で囲って理由をお答えください。

A 含む　　B 含まない　　C 回答できない

上記の回答理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

② 道路交通法について、過去5年以内に他の警察本部と運用に違いが生じた事例はありましたか。事例がある場合は、どういった違いがあったのか教えて下さい。

A　ある（具体例　　　　　　　　　　　　　　　　　）　B ない

③ 道路交通法について、他の警察本部との間で統一的な運用を図るために、どういった対策が取られていますか(例：警察庁の指針に即すなど)。

回答者の氏名及び役職（個人情報は公表しません）